

# とちお

編集と発行 新潟県栃尾市役所  
電話 (02585) 2-2151

とちお第一六〇号昭和四十五年四月十日発行  
毎月十日一回発行(定価 一部 四四円)  
昭和三十三年二月二十日第三種郵便物認可

## 道路が舗装されると 工事ができません

～ 申込は5月31日まで ～

ことしは、市内町部の県・市道の改良舗装工事が、次の箇所で行なわれる予定です。

道路改良(舗装)が終了しますと、当分の間道路掘きくによるガス、水道の引込み工事はできないことになっていきます。したがって当該路線から、ガス、水道の引込みを希望されるかたは、もれなく申込み手続きをされるようお願いいたします。期限までに申込みがない場合は工事ができなくなる恐れがありますので、ご注意ください。

**改良・舗装予定路線**  
 (県道) ▼長岡・栃尾・加茂線  
 ▼原、巻淵地内 ▼栃尾・小出線

▼天下島、宮沢地内 ▼上塩・栃尾停車場線 ▼天下島、平地内  
 (市道) ▼馬市小路 ▼稲荷小路 ▼出雲小路 ▼十二山小路  
 ▼栃尾中・天下島線(通学道路)  
 ▼金町・天下島川沿線 ▼旭町、天下島地内 ▼平・菅畑線 ▼平地内  
 ▼東が丘団地線 ▼金沢・巻淵線  
 ▼金沢、原、巻淵地内 ▼都市計画路線 ▼栄町地内 ▼栃尾・明戸  
 線原線 ▼ガスホルダー前堤防  
 申込先 市役所ガス水道課 電(2) 二一五一番 内線二一七  
 申込期限 五月三十一日まで  
 申込に必要なもの 認印と手数料 二〇〇円(ガスは無料です)

## あなたの愛犬を 狂犬病から守ろう

予防注射と登録を実施

栃尾保健所では、ことし第1回目の狂犬病予防注射と犬の登録を次の日程で行ないます。

生後3ヶ月以上の犬を飼っているかたは、必ず受けてください。

なお、当日は不用犬の買い上げも行ないますので、希望者は鎖などじょうぶなひもでしっかりつないでつれてきてください。

買上料は、生後1年以上の犬の場合は1頭100円です。

登録手数料1頭300円 } 560円  
 予防注射料1頭260円 }  
 なお、戸別訪問の注射料は1頭500円です。

### 狂犬病予防注射日程表

月	日	場 所	時 間
5月6日	㊄	荷堀区役場前	9:30~9:50
		比礼共同作業所前	10:25~10:35
		藤井沢消防小屋前	10:55~11:05
		一之貝区役場前	11:20~11:35
		農協西谷支所前	12:40~13:00
		西中野侯公民館前	13:25~13:35
		新山公民館前	13:50~14:00
5月7日	㊄	森上・宮田商店前	14:20~14:25
		農協半蔵支所前	14:40~14:50
		東谷農協前	9:30~9:50
		荷堀区役場前	10:15~10:30
		米伝・米蔵商店前	11:00~11:10
		農協入東谷支所前	11:20~11:30
		吹谷・藤崎商店前	11:40~11:50
5月8日	㊄	小貫公民館前	13:15~13:25
		農協下塩谷支所前	9:30~9:50
		農協人面支所前	10:10~10:20
		熊袋公民館前	10:40~10:50
		九川消防小屋前	11:15~11:25
		農協上塩谷支所前	11:35~11:55
		農協入塩川支所前	13:10~13:20
5月9日	㊄	市役所前	10:00~11:30

## 心障者扶養共済が発足

月額2万円を支給

新潟県では、四月一日から「心身障害者扶養共済制度」を実施しました。精神や身体に障害のある「心身障害者」を扶養されている家庭では、保護者が死亡された場合、障害者の将来について不安をおもちのことと思います。この共済制度は、こうした保護者の不安をなくするとともに、残された障害者の生活の安定と福祉の向上をはかるため年金を支給しようというものです。

保護者が次の年齢区分により一定の掛金をしておきますと、保護者が死亡したり廃疾になった場合、障害者には毎月二万円の年金が終身支給されます。

## 保険料の免除申請は 四月中に手続きを 国民年金

収入が少ないとか、医療費の支出が多かったなどの理由で、国民年金保険料を納めることが困難な場合は、申請によって保険料の免除がうけられます。

四月分から来年三月分までの保険料の免除をうけたいかたは、四月末日までに印鑑をお持ちのうえ市民課国民年金係で手続きをしてください。

## 行政相談日

▽とき 四月二十四日  
 午前10時から  
 午後3時まで  
 ▽ところ 市役所市民相談室  
 なんでも気軽に相談ください

## 今月の市税

- ▷ 固定資産税
  - ▷ 軽自動車税
- 納期 4月30日

(2月末日現在)

世帯数	7,698
男	17,122
女	18,623
計	35,745

を考慮して鉄筋コンクリート2階建てで建設したもので総工事費は2,100万円でした。

栃尾市は、繊維工業などの関係から共かせぎ者が多く、保育所の入所難も年々高まっていますが、お母さんがたから安心して働いてもらえるよう、今後も前向きに取り組んで行きたいと思えます。

昨年8月から建設が進められていた、市内二つめの公立保育所「中央保育所」がこのほど完成し4月6日入所式が行なわれました。この保育所は、山田町の旧法務局あとに建てたもので、収容定員は90名です。狭い土地を有効に利用することと、積雪

## 中央保育所の 完成しました

昨年8月から建設が進められていた、市内二つめの公立保育所「中央保育所」がこのほど完成し4月6日入所式が行なわれました。この保育所は、山田町の旧法務局あとに建てたもので、収容定員は90名です。狭い土地を有効に利用することと、積雪

おもな内容

▷ 3月定例市議会結果…… 2	▷ 市職員人事異動……… 9
▷ 安くなった市民税……… 3	▷ ぐらしのメモ……… 10
▷ 45年度予算のあらまし4,5,6,7	▷ 戊辰戦争と栃尾……… 10
▷ 栃尾市の文化財 ③……… 7	▷ 公民館のページ……… 11
▷ 見本市視察報告(市長)…… 8	▷ お知らせ……… 12

# 45,4

No. 160

# 安くなった 市民税

① 改正税率一覧表

課税標準額	標準税率	現行税率	改正税率
15万円以下の金額	2.0%	1.25倍	2.0%
15万円をこえる金額	3.0	1.5	3.9
40万円	4.0	6.0	5.2
70万円	5.0	7.5	6.5
100万円	6.0	9.0	7.8
150万円	7.0	10.5	9.1
250万円	8.0	12.0	10.4
400万円	9.0	13.5	11.7
600万円	10.0	15.0	13.0
1,000万円	11.0	16.5	14.3
2,000万円	12.0	18.0	15.6
3,000万円	13.0	19.5	16.9
5,000万円	14.0	21.0	18.2

※課税標準額とは、総所得金額から基礎、配偶者、扶養等各種控除を差引いた後の額をいいます。

② 新・旧税額比較表

課税標準額	現行税額	改正税額	軽減税額
300,000円	10,500円	8,850円	1,650円
500,000	21,000	17,950	3,050
700,000	33,000	28,350	4,650
1,000,000	55,500	47,850	7,650

市町村民税の税率は、均等割、所得割ともに地方税法によって定められています。所得割の場合、一五万円以下の金額については二%、一五万円をこえ四〇万円までは三%（以下別表①を参照）というように各課税標準額の段階ごとに税率を定めています。これを標準税率といいますが、これを標準税率といいますが、

二年計画で標準税率に  
栃尾市ではこれまで、所得割の税率を、地方税法に定められている標準税率の一・五倍

## 市税条例を改正

市税条例が改正され、四月から個人市民税がやすくなります。市民税には、大きく分けて個人税と法人税があり、個人税の算定には均等割と所得に課税する所得割の二種類があります。今回改正されたのは、個人にかかる市民税の所得割の税率が引き下げられたものです。

## どれくらい安くなるか

年計画で標準税率にするため、一年次として昭和四十五年分を別表①のように改正したものです。なお、四十六年度分からは標準税率にする予定です。

それでは、今回の税率引き下げで、どのくらい減税されるのでしょうか。例えば課税標準額三〇万円の場合は、別表②のように一、六五〇円の減税になります。この結果、市全体では今回の改正による減税総額は約一、〇〇〇万円が見込まれています。また、ことしも法律改正による基礎控除額や給与所得控除額など

## 実施市町村に 国の財政援助

国では、減税を実施した市町村の財政難を補てんするため、実施した年度は減税分の五〇%、翌年度四〇%、翌々年度三〇%を、特別交付税で穴埋め措置をしていくことになっています。この制度は四十七年度までに実施した市町村に適用されるものです。

## 標準税率とは

市町村民税の税率は、均等割、所得割ともに地方税法によって定められています。

- 採択されたもの
- ▼老人憩の家設置に関する請願（継続審査分）
  - ▼農業構造改善事業の稚蚕共同飼育所設置に伴う産業助成金の交付に関する請願
  - ▼栃尾市農協（継続審査分）
  - ▼ほ場整備に関する請願
  - ▼産業振興助成金交付に関する請願
  - ▼青年会議所助成金交付に関する請願
  - ▼農道改修に関する請願
  - ▼上米伝
  - ▼栃尾市観光振興助成金交付に関する請願
  - ▼西野保
  - ▼市道改良に関する請願
  - ▼熊袋
  - ▼防火水槽設置に関する請願
  - ▼農道改良に関する請願
  - ▼北河原
  - ▼農道事業補助金交付に関する陳情
  - ▼新山継続審査となったもの
  - ▼西谷小学校校舎改築に関する請願（継続審査分）
  - ▼道路改良に関する請願
  - ▼栄町（継続審査分）
  - ▼都市計画法の用途地域指定変更に関する請願
  - ▼天下島（継続審査分）
  - ▼橋梁架換えに関する請願
  - ▼栗山沢
  - ▼土地（校地）買取に要する助成金の交付に関する請願
  - ▼尾高
  - ▼道路舗装に関する請願
  - ▼東町
  - ▼栃尾高徳寺道路舗装に関する請願

## 請願と陳情

## 3月定例市議会終る

新年度予算などを定める三月定例市議会が、さる三月十日招集され、市長から提案された二三議案および議案発議案一件をいずれも原案どおり可決したほか、請願、陳情二〇件を審議し三月二十四日十五日間の会期を終了し閉会しました。可決された議案のうち、おもなものについて説明します。

## 一般会計補正予算 一、一四一万円を減額

一般会計補正予算が原案可決され、一、一四一万円を減額、予算総額は一億三、九六七万円になりました。

減額された費目は、農林水産業費一、七二五万円、商工費二二二万円、土木費一四六万円、災害復旧費九九五万円などですが、このように大幅に減額したのは、年



〔写真は三月定例市議会〕

## 度末であるため当初計画した事業を都合により取りやめたものや、また実施した事業の中でも、当初予定した事業費よりも少なくなつたための不用額などを減額したものです。

なお、費目によっては増額補正されたものもあります。

▼総務費では、財政調整積立金一〇〇〇万円、知事選挙費七二万円など、合計一〇八〇万円。

## 対米繊維品の輸出自主規制 満場一致で反対決議

昨年からの日米間の懸案となつて

いる繊維製品の対米輸出自主規制に関する「日米繊維交渉」も、最近いよいよ大詰めを迎えましたがこの自主規制が実施された場合は当市の基幹産業である繊維産業に重大な影響を及ぼすと見て、市議

会では三月二十四日の本会議で、反対決議案を議員提案で提出、満場一致で可決し、関係政府筋をば

## 給水区域を拡大

水道条例および公営企業の設置等に関する条例が改正され、計画給水人口一七、〇〇〇人を、二、〇〇〇人増して一九、〇〇〇人に

また一日最大給水量が現在の七、一四〇立方メートルから、倍近くの一三

## 出産・葬祭費を増額

国民健康保険条例が改正され、被保険者が出産した場合の出産手当、および、被保険者が死亡した場合に葬祭を行なう人に支給する葬祭費が、四月一日から次のように引き上げられます。

一、〇〇〇円を一〇、〇〇〇円に。

## 職員定数条例も改正

市職員の定数は、条例によって市長事務部局、議会、教育委員会、消防、企業など、それぞれの事務部局ごとに定められ、現在の総定数は二九四人です。

このうち、市長事務部局は一八〇人となつていますが、昨年建設した勤労青少年ホーム、中央保育所の運営に必要な職員（一三名）を充足できないので、条例を改正して五名分を増員したものです。

三〇〇立方メートルになりました。また、給水区域も拡大されることになり、将来は吉水、上檜出、下檜出、北河原まで水道が引けるようになりま

## 国民健康保険条例の改正

国民健康保険条例が改正され、被保険者が出産した場合の出産手当、および、被保険者が死亡した場合に葬祭を行なう人に支給する葬祭費が、四月一日から次のように引き上げられます。

一、〇〇〇円を一〇、〇〇〇円に。

## 佐藤、藤井氏再任

市固定資産評価審査委員、佐藤久左エ門氏は、四十四年十月十四日で任期（三年）が満了し、また藤井勇氏は、四十五年三月三十一日づけて任期が満了になるため、山井市長は両氏を再任したい旨議会にはかつた結果、同意を得て再任しました。

佐藤久左エ門（巻洲）  
明治十三年十一月二十八日生  
藤井 勇（大町）  
明治四十一年四月二十日生

# 10億864万円

## 45年度一般会計予算

昭和四十五年度の子算が議決されました。一般会計予算は、一〇億八千六百万円で、はじめて当初予算が一〇億円をこえました。伸び率は、前年比三・一四％(三〇六六万円)で、最近の経済成長率と比べ低いよ

# いんばん仕事に使え

## 住民福祉の向上に重点

昭和四十五年度の子算が議決されました。一般会計予算は、一〇億八千六百万円で、はじめて当初予算が一〇億円をこえました。伸び率は、前年比三・一四％(三〇六六万円)で、最近の経済成長率と比べ低いよ

昭和四十五年度の子算が議決されました。一般会計予算は、一〇億八千六百万円で、はじめて当初予算が一〇億円をこえました。伸び率は、前年比三・一四％(三〇六六万円)で、最近の経済成長率と比べ低いよ

## ねたきり老人に一時金 児童手当も新設

保育所の入所難を緩和するため、昨年度中央保育所を建設しましたが、本年度はこの運営費を計上しました。したがって、保育所運営費は白山保育所、中央保育所合わせて、合計一四五八万円と、前年度より八三〇万円の増加となっています。

また、本年度はねたきり老人対策として、六五歳以上のねたきり老人一人に対して三〇〇〇円を一時金

## 市民会館建設 調査費を計上

市民から強い要望のありました市民会館建設については、本年度は、まず敷地(位置)を決定しようということで、各界の衆知を集めた委員会を設置することにし、市民会館建設調査費四二万円を計上し、市民会館の建設に第一歩をふみ出しました。

## 「ごみ」と「し尿」 処理施設を増設

清潔な住みよいまちをつくるために、ごみ処理施設とし尿処理施設を増設します。

ごみ処理施設は、現在一日処理能力二〇トン炉一基がありますが、さらに一五トン炉を増設するため、建設費二二〇万円を計上しました。

また、し尿処理施設は、現在一日三〇キロの処理能力があり、ますが、年々拡大する収集区域に対処するため、さらに一五キロの処理施設を、二ヶ年の継続事業で増設しようというものです。総額四四〇〇万円必要ですが、本年度は、一三二〇万円を計上しました。

## 秋葉公園に 屋外ステージ

観光面では、秋葉公園に屋外ステージ(鉄骨づくり)を二二〇万円で建設します。

## 市道の改良舗装に重点 舗装延長三、四五〇メートル

新設改良関係では、昨年度より約一四〇〇万円を増額しました。橋梁新設改良費は一四四〇万円

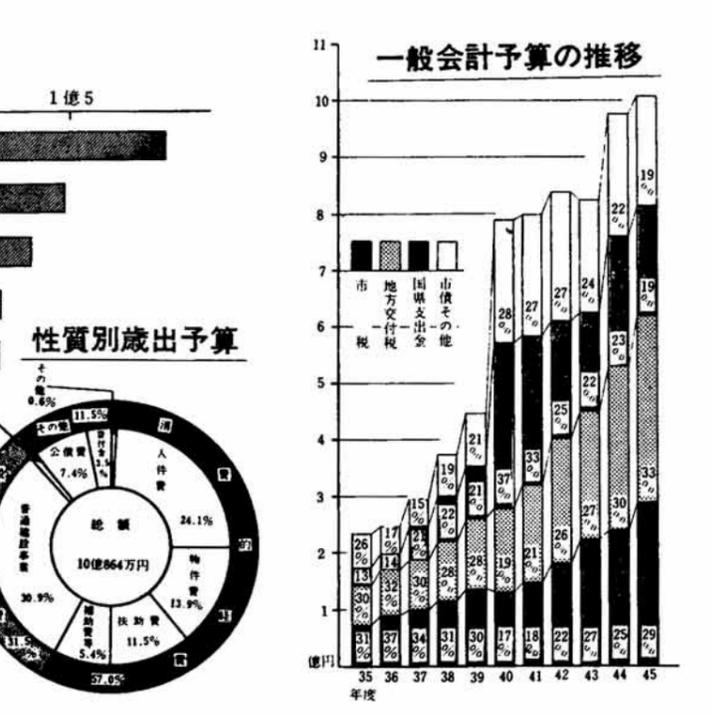
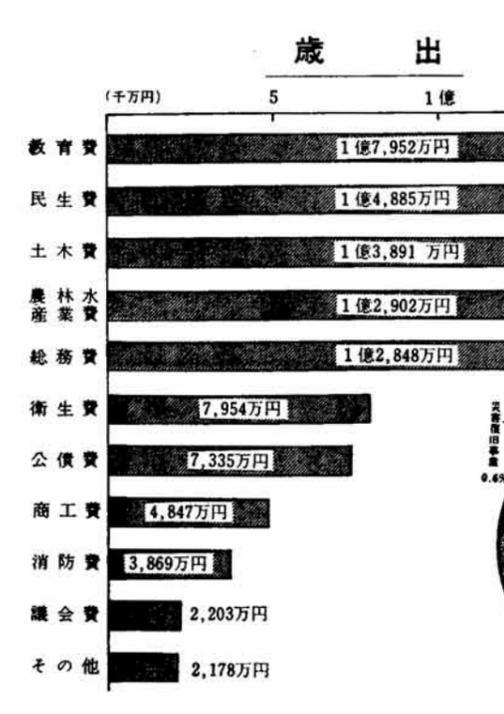
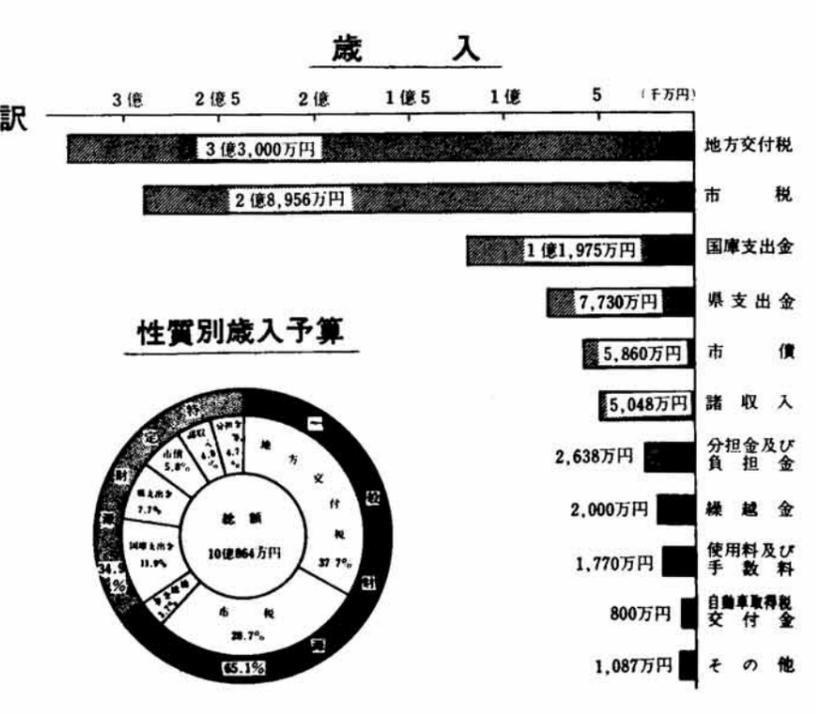
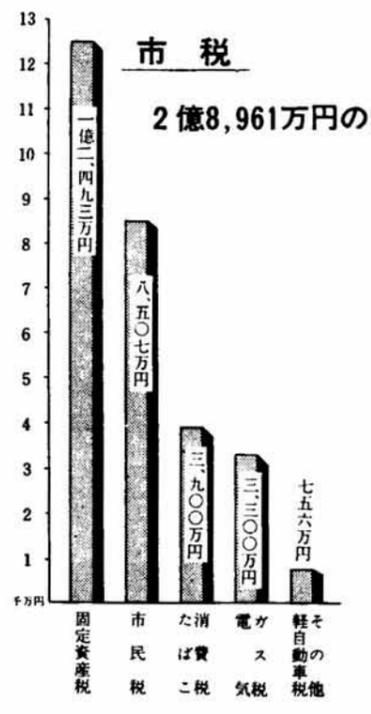
本年度着工される予定の、三か村土地地区画整理事業に対する補助金三〇〇万円があります。

市道舗装工事(予定)一覧表

路線名	施工地	延長(m)
金町・天下島川沿線	金町・天下島	1,000
東が丘団地線	東が丘	200
出雲山小	出雲山	150
十金沢	十金沢	350
物尾	物尾	600
橋馬	橋馬	200
赤谷	赤谷	300
計		3,350
都市計画道路		100
合計		3,450

本年度着工される予定の、三か村土地地区画整理事業に対する補助金三〇〇万円があります。

さらに、本年度の新規事業として、下水道計画事業費二二四万円を計上しました。これは、明るく住みよいまちづくりとして、将来必要となる下水道について、いまから調査、計画を進めるもので、計画は専門家に委託します。



### 農林道の整備で 地域開発を図る

農林行政

四十三年度から三か年の継続事業で進めている半蔵金林道は、昨年度長岡側が完成し、本年度栃尾側の三・一キロが完成すれば全線開通しますが、この工事費三七八〇万円。また、昨年から着工した入塩川林道も、本年度一キロ分の一三四〇万円を計上したほか三か年継続事業の北荷頃宮沢農免道路も本年度が最終年度で、三八五万円を計上しました。

### 防火用水槽五基 ポンプ更新六台

消防行政

防火用水槽五基建設費二六五万円、ポンプ更新六台分二六四万円、無線機(移動局、携帯局各二基分)六八万円、および指令車(ジープ)一台入れ替え九一万円などです。

### 広域開発公社に 一〇〇万円出資

その他

災害復旧費は六六七万円、災害復旧事業も一段落したため、昨年度より二〇〇万円も減少しました。

### 学校プール 7校分5基を建設

教育行政

学校教育では、教育環境の整備と設備の充実に重点がおかれています。まず、一七三七基のプールを建設します。二五級級を上塩小中、下塩小、櫻出小、下塩谷中兼用の三基を二〇級級を一之貝

### 教員十世帯分を建設

住宅

教員誘致を容易にするため、二七七万円で教員住宅一棟二世帯用を五棟建設します。(へき地校用Ⅱ南中、比礼小。平場校用Ⅱ東谷小中、上塩小中、荷頃小中。)社会教育関係は総額二二三二万円で、青年学級をはじめ、家庭教育学級、成人式など各種教育の充実をはかります。また、公民館図書購入費は、五〇万円です。

### 第二次拡張事業を実施 浄水場施設を拡張

#### 水道事業

予算総額は一億二三四四万円で本年度のおもな建設事業は給水区の拡大に伴い第二次拡張事業と配水設備改良事業です。

まず第二次拡張事業ですが、これは年々増大する水道需用に対して、現在の給水能力一日七二四〇立方メートルでは対処できません。そこで、一日給水能力を一三、三〇〇立方メートルに引き上げようというもので四十五年、四十六年度の二か

年継続事業として一億二〇〇万円、浄水場に薬品沈澱池や急速ろ過池、浄水場などを増設しようというものです。本年度は、この第一分次分として五〇〇万円を計上しました。

#### ガス事業

支出予算総額は七六六五万円で本年度のおもな建設事業は、本支管の布設工事一八五万円で、次の未供給地区の本支管布設工事を行ないます。

東が丘一六〇〇級、金沢(通称北町)八〇〇級、清水町一〇〇級、吉水九〇〇級の全長三四〇〇級です。

### 前年比二六%伸びる 療養給五、〇〇〇万円増額

#### 国保特別会計

総予算額は、二億五七八一万円で、伸び率は前年比二六%の、五三二四万円の増額です。これは年々増加の一途をたどっている診療費の増大によるもので、約五〇八〇万円は、みなさんがうける療養給付費にあてられています。

納める保険料と、病気ににかかったときにうける療養給付費についてみますと、保険料総額七三三六万円で、療養給付費は二億三九七五万円です。

収入		支出	
国庫支出金	1億5,560	保険給付費	2億4,232
健康保険税	7,737	総務費	1,076
繰越入金	1,335	保健施設費	291
繰入金	1,000	基金積立金	119
収入金	108	公債費	40
その他	41	その他	23
計	2億5,781	計	2億5,781



地球の周囲が一万里ですから、この鳥の大きさは想像にあまりありません。すべての鳥の王として、須弥山(しゆみせん)の北方の海を巡って天竜を捕え喰い、常に口から火炎を吐いている、まことに猛々しい鳥です。武将が好み進んで信仰するのうなずけることです。(常安寺蔵)

### 謙信公が愛用した 「兜の前立」

この前立は、高さ四二センチ、長さ四三センチで、謙信公が関白や儀式の時などに、兜(かぶと)につけたと思われるものです。箱書には、「飯綱権現御立物」とあります。



この前立は、疾走する狐に飯綱権現が前向きに乗っているものですが、米沢の上杉家には、狐に横向きに乗っている飯綱権現の前立があります。狐も権現も、全部金渡金され、見るからに立派なもので、謙信公の好みほどがうかがわれます。



こんなとき事故が...

昨年11月、市内小貫の見とおしのきかないカーブ付近で、パンの運転者は安全を確認しないで時速40kmで耕うん機を超越したが、反対方向から45kmで走ってきたミキサの運転者は危険を感じて急ブレーキを踏んだため、雪水でスリップしパンと正面衝突しました。

### 春の交通安全 人身事故85件

多い歩行者のつとび出し

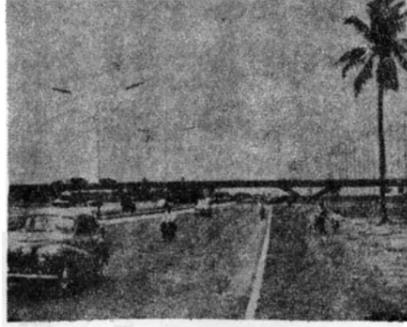
さる四月六日から春の交通安全運動が行なわれています。全国いつせいの運動期間は、十五日までですが、新潟県ではことしにはいつてから死傷者が激増しているため、五月五日まで期間を延長して指導と取締りを行ないます。

歩行者は、横断歩道の横断の励行、斜め横断の禁止、車の直前直後の横断禁止。

歩行者は、横断歩道の横断の励行、斜め横断の禁止、車の直前直後の横断禁止。

### 有望な取引国 インドネシア

◇：ジャカルタ二日目の十一月十一日夕食後、カジノを訪れてみた。カジノはご承知のとおり、公認のと博場で、多くの人々がカジノを囲んで勝負を争っている。日本のパチンコと同じように各地で自由に行なわれており、社交心というか、かけ事はどこの民族もおう盛である。



(ジャカルタの道)

### シンガポール 繊維見本市を視察して

市長 山井龍三郎 ⑤

◇：その後、ジャカルタ郊外にあるブンチャック峠の避暑地を訪れた。海抜七、八百メートルの高原で、道中の小高い山々は、見わたすかぎりシヤム茶が栽培され、何千人という現地人男女が働いている。山頂の食堂で昼食を食べていると、子どもの物売がたくさんやってくる。同行者のひとり木影の額を買ったが、値段は一万六千円である。非常に手のこんだ立派な木影で、内地だとおそらく手間賃からみても、相当高価なものと思う。ここでも現地の労働賃金の低さが想像された。

◇：長い間のオランダの圧政から独立したのも、日本のお蔭だといふ気持ちも十分にあり、対日感情も非常によいそうである。ホテル・インドネシアの近くに二十八階建の赤さびた鉄骨の建物が、賠償の一部として未完成のまま放置されていたが、最近新聞によると、三井物産が現政権と話し合いの結果、千七、八百万ドルで事務所とホテルに改造が進められているというのであり、日本とインドネシアの親善のために非常によろこばしいことである。

ある。刈谷田川くらいもある清流があり、両岸には草花や観葉植物をあしらった美しいガーデンになっている。園内にはたくさんの池があり、アマゾンから移されたという、大鬼蓮も植えられている。また、温室には珍しい蘭が数百も栽培されており、オランダ統治時代の総督の豪華な生活をしのばせるものがある。

末にはいと、乱雑で、不潔であり、近代都市として整備されるまでには、まだまだ前途は遠いという印象を受けた。また、ジャカルタ郊外にある、有名なデビ婦人のヤソー宮殿も見したが、思ったほど豪華な建物ではなかった。現在公式の場としても使われているということである。

### 県外勢も出場 守門スキー大会終る



(道院の関門を通過する距離選手)

「守門滑降距離スキー新潟県選手権大会」が、さる三月二十一日旧栃堀小学校を会場に行なわれ、この大会も二九回目を迎えた。新発田、高田など県内各地をはじめ埼玉、群馬などからの出場者も増え、滑降距離の部は、成年組 田村敏明(湯沢) 第一、成年組 杉瀬順平(小千谷) 第一、壮年 今井恒美(長岡) 第二、壮年 佐藤亀吉(栃堀) 中学男子 米山謙介(小千谷) 増

税金の確定申告は三月十六日ではかかりませんが、申告税額が多すぎたときは、五月十六日までに更正申告をします。納めすぎた税金を返してもらえます。確定申告を忘れたときは、申告税額が多すぎたときは、税務署から更正の通知が来ます。自発的に更正申告をします。自発的に申告しますと、一〇%の無申告加算税が五%になります。

税金の確定申告は三月十六日ではかかりませんが、申告税額が多すぎたときは、五月十六日までに更正申告をします。納めすぎた税金を返してもらえます。確定申告を忘れたときは、申告税額が多すぎたときは、税務署から更正の通知が来ます。自発的に更正申告をします。自発的に申告しますと、一〇%の無申告加算税が五%になります。

### 市職員人事異動

四月一日づつで、市職員の人事異動が次々とおり発令されました。  
〔総務課〕▽財務係長 林義信(企画調査課人事係長)▽主事補 松平道安(教委学校教育課)▽運転手 長谷川伝(建設課)  
〔企画調査課〕▽課長補佐 兼 企画係長 保科登志夫(福祉事務所長補佐 兼 社会係長)▽人事係長 井田清司(建設課)▽主事 小出雅英(ガス水道課)  
〔市民課〕▽主事 齊藤照子(総務課)▽主事補 茨木亮(休職)  
〔税務課〕▽課長 佐野源八(建設課長補佐 兼 庶務係長)▽課税第一係長 平沢英男(収納係長)  
▽収納係長 佐野直(企画調査課)

〔保健衛生課〕▽課長 中沢記代(保健衛生課)▽主事 藤沢源兵衛(税務課)▽主事 山田治子(税務課)  
〔福祉事務所〕▽所長補佐 兼 社会係長 田中昭二(税務課 第一)

〔中央保育所〕▽所長 樺沢芳晴(福祉事務所長 兼 務)▽主任 保母 稲田美穂子(白山保育所 主任 保母 兼 務)▽保母 小林トシ子(白山保育所)▽保母 五十嵐恵美子(白山保育所)  
〔勤労青少年ホーム〕▽指導係長 平沢博(教委社会教育係長)▽

主事 飯浜正男(総務課)▽主事補 兼 田秋江(税務課) 新採用(四月一日づけ)  
▽総務課 タイピスト 佐藤洋子 雇 佐藤弘敏 雇 税務課 雇 橋仁 雇 ガス水道課 雇 多田喜春 雇 福祉事務所 雇 渡辺竜彦 雇 農委事務局 雇 高島良智 雇 白山保育所 保母 佐藤正子、大橋明美、高橋キノ 雇 中央保育所 保母 熊倉美代子、加藤和子、安藤キミ、藤田咲子、給食婦 松井トシ

### 社会保険加入者は 早めに届け出を 一国民健康保険一

4月は中学、高校卒業者の就職期ですが、これまで国民健康保険に加入されていたかたが、就職先で社会保険に加入されると、加入と同時に国民健康保険の資格がなくなります。したがって、国民健康保険から除かなければなりませんので、社会保険と国民健康保険の両方の「被保険者証」および「印かん」を持参のうえ、早めに市民課窓口で手続きをしてください。

### 請求期限を一年延長 一引揚者特別交付金一

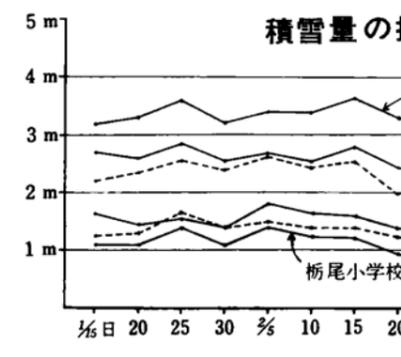
引揚者等に対する特別交付金の請求権は、ことしの3月31日で時効になる旨を2月号でお知らせしましたが、法律改正により、請求期限が1年間延長されました。したがって、来年の3月31日まで請求できるわけですが、まだ手続の済まないかたは、早めに福祉事務所へ請求手続をしてください。

### 県知事選挙 立会演説会

■とき 4月23日 午後1時  
■ところ 栃尾小学校西屋体  
よく聞いて、正しく選びましょう

### 投票日

4月26日(日)  
棄権しないで、みんなが投票いたしましょう。



### 市内の積雪状況 三月に最高を記録

先月号で二月二十五日までの積雪状況をお知らせしましたが、こゝとは三月にはいつて季節はずれのドカ雪に見まわられるという異状気象でした。このため市内各地とも、三月にこの冬最高の積雪を記録しています。市内の豪雪地、田代では四・四メートルを記録しています。

# 暮らしのメモ



## ストーブのしまい方 掃除が長持ちのコツ

異状気候が続いたことしの冬ももう四月。各家庭でも、そろそろ暖房器具のあとかたづけが始まっていると思います。ストーブを長持ちさせるために次の手順で掃除をしましましょう。

**石油ストーブ**  
1 ストーブを新聞紙の上におき、解説書の手順により分解する。  
2 タンクに残っている灯油を取り

6 掃除後は、もとどおり組み立て包装箱にしまう。  
7 ガスストーブ  
1 スケルトン、赤外線バーナーをはずし、ホコリとススをとる。  
2 バーナーはワイヤーブラシで詰まりを取り除き、こわれてしまったスケルトンは取り替える。  
3 反射板は洗剤ぶきの後、サビないようにカラぶきをする。  
4 スケルトンは、こわれやすいため新聞紙に包んで保護し、バーナーはゴミがつかないように紙に包み、ダンボール箱にしまう。  
※なお、ガスのホースはふた冬が限度です。また、ホースを抜いた後のコックは元栓をしめ、キャップをかけ、針金でしばっておきましょう。

## ことしの苗しろ対策

ことしは、最高積雪が三月十二日前後で、例年にくらべ一か月あまりもおくれている。この影響をうけ播種、田植え、生育がおくれることが予想されます。

また、今後の天候状態も入梅が早く、七月八月は気温も低目が予想されるなど、収量の減収が懸念されますので、ことしの苗しろづくりは次の点に注意してください。



**農事**  
1 苗しろ用地対策として、黒土や珪カル、灰の散布、あるいは灌水等により消雪を早める。  
2 予報によると四月上旬は低目、後半から高温になるので、うすま

あつたり水が冷たい場合、芽出しがよくないと苗が不揃いになりやすから芽出しをよくする。  
4 早く種をまきたいということでは播種床の軟かいうちに種まきをする、種もみがもぐり、発芽不良の不揃いになったり、苗おきが悪いので注意する。  
5 水温が冷たくて苗の生育がおくれることが予想されますから、できるだけ温床をつくり、水温を上げるようにつとめる。

## なごやかに青少年のつどい

### 金の卵市内に定着

ことし中学校を卒業して、市内の織物関係工場に就職した青少年を集めて、勤労青少年のつどいを三月二十六日栃尾織物工業協同組合で行ないました。

これは、栃尾織物工業組合が実施した新就職者職業指導会の二日間の日程のうち最終日の午後から行なったものです。

きてくが上司や先輩の話をよく聞き、励ましあう仲間をつくり、また勉強も忘れずに努力しましょうと励ましました。

この後、同氏によるレクリエーション体操と歌唱を行ない、公民館では新就職者の意識調査も行ないました。なお、市内の中学校を卒業した新就職組の約七七パーセントが市内の企業に就職しています。これは市内繊維産業の伸長にともない、活発な求人活動による



【講義を熱心にきく金の卵たち】

ことし、市内の織物関係工場に就職したものは四七六六人(栃尾織物協同組合調べ)です。このうち中学卒業者が三二六六人(男五二、女二七四)、高等学校卒業者が一三二一人(男七〇、女六一)、大学卒業者が一九九人(男一四、女五)です。この中には、市外からの就職者が中学卒業生九二人(男五、女八七)、高校卒業生二一人(男一、女一〇)、大学卒業生一九九

## 関係に四七六六人が就職 望まれる育成施設の充実

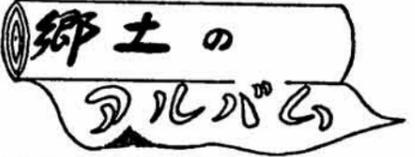
このように織物関係の事業が伸びるに従って勤労青少年がふえることから、これらの人たちが楽しい生活を送るために家庭、職場はもとより、地域社会が明るい環境をつくるのがたいせつです。

また、市内には充実した福利、厚生施設がないため、その早期建設が望まれています。

## 戊辰戦争 と栃尾

23

◇百姓の首  
八十里峠で病死した長岡軍の死体を調べた官軍の一人が、預り証文を見つけ、後日栃尾に引き揚げた際、品物の返還を要求しましたが某氏は品物を預る際に、「自分が必ず受取りにくる。他の誰がきても決して渡してくれないな」と云った武士の言葉を信じて、品物の引き渡しを拒みおきました。その結果官軍の屯所に引かれて行き打首にされたのです。



某氏は、「これだけ大勢の人が居ながら、俺の助命を願ってくれた人は一人も居ないのか」と云って泣きわめいたと云うことです。官軍も実は斬りたくなかったのだとの関係者でも助命すれば助かったのだと後でさ、やられました。打首になった場所は秋葉原で、首は栃尾坂にさらされました。

なりしているうちに、十兵衛の力が幾分強かったとみえて、ついに相手を組み敷き、小指を噛み切り「我こそは赤谷村の十兵衛と云う者だ、いつでも仕返しに来い」と云って名乗りをあげて引き揚げたと云う武勇伝も残っています。  
(文化財審議委員 五十嵐貞司記)



894人が  
おとなの仲間入  
授清水警八郎氏の記念講演  
がありました。

さる四月三日栃尾小学校で第二十二回目の成人式を行ない八百九十四人(男四二四、女四七〇)がおとなの仲間入をしました。式典では、山井市長などが祝福すれば成人を代表して上村正男君が「賢い人になります」と謝辞を述べて終りました。

この後、国立千葉大学教授清水警八郎氏の記念講演

格するなど大きな成果をあげました。

閉講式では、精勤者に表彰状と記念品、合格者には、合格証書を伝達しました。ことしも、四月十六日から二十日までの、毎週木曜日夜七時三十分から同九時三十分まで開設いたします。

精勤者、合格者は次のとおりです。全日出席者、青柳義八郎(北荷頃)、大竹金吾(新町)、小林清助(滝之下)、杉島憲一(新町)、高野美也子(金町)、中沢トヨ(金町)、中山薫(表町)、羽賀千ヨ(大町)、福王寺三千代(平)、二級合格者 奥村孝(表町)、三級合格者 稲田絢子(土々町)、大橋日出昭(下塩)、松平道安(律谷)、奥村孝(表町)、姉崎光

代(北荷頃) 多田ヨキイ(一之貝) 齊藤真知子(入塩川) 目黒修一(大川戸) 浅野雅広(新町) 内藤敏春(表町) 関根利栄(下塩出) 渡辺均(熊袋) 猪俣茂俊(北荷頃) 川上みどり(菅畑) 葛綿勲(大野原) 八木クニ子(山田町) 目黒ヨシノ(繁澤)

**公民館図書をご利用ください**  
開室毎日午前十時～午後五時  
ただし土曜日は正午まで、日曜日祝祭日は休室です。

# とちお

編集と発行 新潟県栃尾市役所  
電話(02585) 2-2151

## 地方選挙特集

4月5日発行

統一地方選挙 県議会議員 投票日 4月11日  
市議会議員 投票日 4月25日



地方政治を託す大事な選挙です  
義理人情に負けず  
代表者としてふさわしい人を

第七回統一地方選挙は、四月十一日に県議会議員選挙、つづいて二十五日に市議会議員選挙が行なわれます。

いま私たちのまわりには、地方政治によって処理し、解決し、実現してもらいたい要望が山積していますが、今回の選挙は数ある公職選挙の中でも、私たち住民に最も身近で、関心の深い選挙です。

この「地方政治」を託す人に私たちの代表者としてふさわしい人を、こんどの選挙により

生きてのびゆく地方自治

### 選挙事務室を開設

— 3階第四会議室 —  
統一地方選挙の事務を行なうため選挙事務室を3階第四会議室に開設しました。  
不在者投票など、選挙のご用はこの事務室へおいください。  
電話 執務時間中= 2-2151  
(内線224番・270番)  
執務時間外= 2-2158(直通)  
2-2151(内線224番)

### 県議選は藤色 市議選は黄色

入場券

県議会議員選挙の入場券は、すでに配布しましたのでお手元に渡ったものと思われず。

まだ受け取っていないかたは、班长

さんや区長さんへ問い合わせ、早めに入手するようにしてください。

また、市議会議員選挙の入場券は近日中にお届けします。

入場券は県議会議員選挙用は藤色、市議会議員選挙用は黄色です。間違いないように、また他人のものを持

参しないようにしてください。

投票は 氏名をハッキリ書く 自書式

今回行なわれる県議会議員選挙および市議会議員選挙の二つの選挙は、いずれも自書式投票です。したがって投

票用紙には自分の支持する候補者ひとりの氏名をハッキリ書いてください。

字がハッキリ書いていないため、せっかくの一票が無効と判定されたり、名字だけの場合はどの候補者に投票したのかわからないため、関係候補者に按分される票になりますから、投票するときは十分注意してください。

また、からだの具合が悪く、字の書けない人などには代理投票の制度がありますので、投票所でその旨申し出れば、係の人が代って書いてくれます。

### 立候補の資格要件

- (1) 日本国民であること
- (2) 年齢が満二十五才以上であること
- (3) 市の区域内に三か月以上住所があること
- (4) 禁治産者でないこと
- (5) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでのものではないこと
- (6) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることなくなるまでのものではないこと
- (一般犯罪による刑の執行猶子中のものはよい)
- (7) 選挙犯罪によって禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶子中のものではないこと
- (8) 選挙犯罪によって被選挙権を停止されているものではないこと。

### 立候補の制限と禁止

立候補の資格要件が備わっていても国または地方公共団体の公務員や選挙事務関係者は立候補することができません。

### 立候補届出期間

立候補の届出は四月十五日、十六日の二日間、午前八時三十分から午後五時まで。十五日は市役所四階大会議室、十六日は三階選管事務室で受け付けます。

届出に必要な書類

(1) 議員候補者届 (2) 供託書 (3) 宣誓書 (4) 所属党派証明書(無所属の場合)

### 市議会議員選挙 立候補届出手続き

- (5) 戸籍の謄本または抄本は不用)
- (6) 通称使用申請書(通称使用者のみ)推せん届出に必要な書類
- (1) 議員候補者推せん届 (2) 候補者推せん届出承諾書 (3) 選挙人名簿登録証明書 (3) 前記(2)から(6)までのもの。
- なお、届出用紙は申し出により選挙管理委員会が交付します。

立候補の届出は四月十五日、十六日の二日間、午前八時三十分から午後五時まで。十五日は市役所四階大会議室、十六日は三階選管事務室で受け付けます。

届出に必要な書類

(1) 議員候補者届 (2) 供託書 (3) 宣誓書 (4) 所属党派証明書(無所属の場合)

立候補の届出は四月十五日、十六日の二日間、午前八時三十分から午後五時まで。十五日は市役所四階大会議室、十六日は三階選管事務室で受け付けます。

届出に必要な書類

(1) 議員候補者届 (2) 供託書 (3) 宣誓書 (4) 所属党派証明書(無所属の場合)

### 立候補の辞退

立候補者が候補者をやめようとするときは、文書で選挙長へ届け出なければなりません。やめることのできる期間は、立候補の届出期間中となつてい

ますから十六日午後五時までに限られます。この期間経過後の辞退は認められず、供託金は没収されます。

開票は即日 午後八時三十分から

選挙の開票は、県議会議員選挙、市議会議員選挙ともに即日開票で、午後八時三十分から市役所四階大会議室で行なわれます。開票の参観は、開票所が狭いため、入場人員を五十人に制限しました。

投票時間 午前七時から 午後六時まで

県議会議員選挙は四月十一日、市議会議員選挙は四月二十五日に投票が行なわれますが、投票時間はいずれも午前七時から午後六時までです。

投票は用事を済ませてからといわず前もってするようにしましょう。

### 県議会議員選挙は無投票

4月11日執行される予定でありました栃尾市選挙区の県議会議員選挙は、立候補者が1名であったため無投票になりました。

### 簡単になった不在者投票

## こんなとき不在者投票ができます

こんど選挙法の改正により、不在者投票の制度が大幅に改められたことが先月の「広報」にのっていましたが、これらについていろいろお尋ねします。

**問** まず、投票日に市内の勤務先で業務に従事中の場合でも、投票所に行けないときは不在者投票ができるようですが、そうなったのですか。

**答** そうです。いままでも不在者投票は投票事務従事者などのほかは、市外で業務に従事中の場合に限られていました。しかし、市町村の区域も広がっていますので、市内の場合でも勤務先と投票所とがかなり離れている場合も多いので、投票できるようにしたものです。

### 答

この場合、市内でも「自分の投票区の区域外」という要件がありますからご注意ください。

### 問

投票区というのはどういうことですか。

答 投票する区域ということ

よく見 よく聞き よく考えて投票しましょう



森吉正照

**問** 投票所の区域外で勤務中の人は不在

です。平たくいえば投票所の区域といた方がよいかも知れません。したがって勤務先が他の投票所の区域内でなければならぬわけですが、自分あたりまえのことですが、自分の投票所の区域外で勤務中の人は不在

**答** そのとおりです。投票は投票日に投票所へ行行って行なうべきですから

できるだけ努力し都合をつけなければなりません。どうしても都合のつかない人で、一定の理由がある人だけ

け投票日の前に投票を行なうことを認めているわけです。

**問** 不在者投票の手続きは、こんどの

改正で選挙の告示前でも行なうことができるということですが、これはどういうことですか。

**答** 選挙の告示日から投票日までの期間が短縮されたことに伴い、自宅から遠く離れて出かせぎをしている人たちなどから、告示後に不在者投票の請求手続きをしたのでは、投票箱を閉じる時刻までに投票が間に合わないことがあるので、告示前でも請求できるようにしたものです。

**問** 告示の何日位前からできますか。

**答** 別に法律では決められていません。これまでは不在者投票を行なう場合、勤務先や市町村長から不在事由証明をもらって、選挙管理委員会に提出していましたが、それは廃止されたのですか。

**答** そうです。不在者投票は投票日前に投票を行なう関係から、いろいろな制限や手続きを求めて公正を期してききましたが、手続きが複雑なことから投票の意欲をなくしてしまいました。今回の改正によって、この点が大幅に改善され簡素化されました

## よかつたど心に残る選び方

### 挙

**問** 不在事由証明書が廃止された代わりにどうわけでもないでしょうが、こんどから宣誓書によるわけですね

**答** 証明書が形式的な面もあつたことからこれを廃止し新たに、不在者投票をしようとする人から不在者投票を行なう事由を申し立てていただき、それが真正である旨の宣誓書を提出するだけでよいことになりました。

**問** 事由を申し立てるといふことは、

具体的にはどういうことですか。

**答** 宣誓書には「不在者投票事由」という欄がありますから、その欄にたとえば〇月〇日から〇月〇日までどこで何(職務または業務内容)をなす予定で、



県議会議員選挙、市議会議員選挙は私どもにとって、密接にして最も身近かな選挙であり、地域社会の発展向上

べく詳しく記入)に従事中等である

とか、〇月〇日から〇月〇日まで何用務(用務を詳しく記入)のためどこに旅行(滞在)中のようにその事実を記入してください。

**問** 宣誓書は事由を申し立てるだけでよいのですか。

**答** 事由を申し立て、当然のことですが住所、職業および生年月日などを記入し、最後に署名押印しなければなりません。

**問** 投票日の当日、旅行中の人や出かせぎなどで帰ることができない見込みの人が不在者投票を行なう場合に

と地域住民の住みよい豊かな暮らしを築くため、きわめて大きな意義があります。

## 豊かな暮らしを築くために 自分の意志で投票を

選挙があくまで公平に、明るく正しく行なわれることは、有権者の悲願でありまよか、現実を忠実に守りしもの

## 選挙運動のルール

### ◎立候補届出前の選挙運動は違反

選挙運動ができるのは、立候補の届出の日から投票日の前日までに限られています。

立候補前の選挙運動は「事前運動」として禁止されています。

また、選挙が終わってからも、当選や落選のあいさつをするために、「別訪問や新聞などで「当選御礼」などの広告を出すこと、当選祝賀会などを開催することは禁止されています。

違反になる例……

◎立候補予定者が、立候補届出前に個々の選挙人に面接してよろしく頼むこと。

◎頒布できるのは「選挙用はがき」だけ

選挙運動のために頒布することができるのは「選挙用」の表示のあるはがきだけです。

選挙用のはがきも県議会議員選挙の場合は五、〇〇〇枚、市議会議員選挙の場合は一、〇〇〇枚以内に限られており、これ以外の文書や図画の頒布はいつさい禁止されています

違反になる例……

◎あて先に選挙用はがきで「〇〇御中」または「〇〇御一同様」と記載し

はがきの内容が回覧、掲示などの方法によらなければみることができないものを頒布すること。

◎自分の友人、知人など多数に投票依頼の手紙を出すこと。

違反にならない例……

◎選挙用はがきで、同一世帯の選挙人数名にあてて氏名を連ねて記載すること。

◎選挙ポスターは、選挙管理委員会の検印をうけたもの以外掲示禁止

◎深夜の街頭演説は禁止

午後八時から翌日の午前七時までの間は、街頭で演説することができないことになっています。

また、街頭で選挙運動のための演説をする場合は、選挙管理委員会が交付する標旗を掲げて、その場所にとまつてしなければなりません。もちろんこの場合、運動員も選挙管理委員会の交付した腕章が必要です。

◎各戸訪問は禁止

だれでも、選挙運動のため選挙人の家を「戸」訪問することは、「戸別訪問」として禁止されています

部落別有権者数

(46.3.1現在)

部落名	有権者数			部落名	有権者数		
	計	男	女		計	男	女
柴山	664	322	342	山葵	154	70	84
田町	548	252	296	山平	206	102	104
新大表	529	237	292	中野	68	31	37
大野	320	147	173	塩梅	77	39	38
下野	447	199	248	野新	15	8	7
上野	643	314	329	塩天	97	49	48
谷内	184	87	97	野平	91	42	49
之之内	259	110	149	布原	97	46	51
滝旭	697	314	383	野大	97	47	50
中東	623	292	331	上塩谷地区	258	129	129
土小	447	193	254	沢	256	125	131
金小	479	206	273	泉	367	181	186
土小	387	171	216	大川	177	86	91
ヶ原	113	45	68	赤小	311	151	160
巻	820	369	451	赤小	442	210	232
大	137	65	72	東谷地区	193	91	102
下	890	412	478	下谷地区	985	487	498
尾	499	232	267	来尾	149	73	76
上	274	132	142	入東谷地区	195	88	107
下	14	8	6	北野	198	97	101
山	64	31	33	比津	69	37	32
熊	630	286	344	西野	228	114	114
下	566	258	308	木森	936	463	473
山	241	117	124	西野	991	458	533
熊	358	167	191	新繁	574	280	294
下	213	101	112	中野	175	90	85
山	73	36	37	新繁	185	93	92
熊	96	44	52	中野	95	41	54
下	168	81	87	中野	2,020	962	1,058
山	305	143	162	中野	159	84	75
熊	232	115	117	中野	110	53	57
下	192	91	101	中野	148	74	74
山	139	69	70	中野	81	39	42
熊	55	28	27	中野	171	88	83
下	119	56	63	中野	669	338	331
山	87	41	46	中野	460	218	242
熊	125	58	67	中野	225	106	119
下	22	11	11	中野	227	106	121
山	273	128	145	中野	912	430	482
熊	2,698	1,286	1,412	中野	455	222	233
下	84	41	43	中野	86	46	40
山	353	173	180	中野	541	268	273
熊	189	95	94	中野	22,911	10,809	12,102
下	50	24	26				

- (1) 日本国民であること。
- (2) 昭和二十六年四月二十六日以前に生まれた人。
- (3) 本年一月十三日以前に転入の届出を行ない、住民票にのっている人。
- (4) 右の要件を満たして、一般犯罪や選挙犯罪によって選挙権を停止させられていない人。

- (1) 期間 県議会議員選挙のための登録は三月十七日から二十一日まで。市議会議員選挙のための登録は四月十日から十九日まで。
- (2) 場所 市役所三階第四会議室内

選挙管理委員会事務室。新しく選挙資格の備わった人は、選挙人名簿に登録されているかどうか確認してください。そして、もし登録されていないときは、右の縦覧期間内に選挙管理委員会に申し出てください。

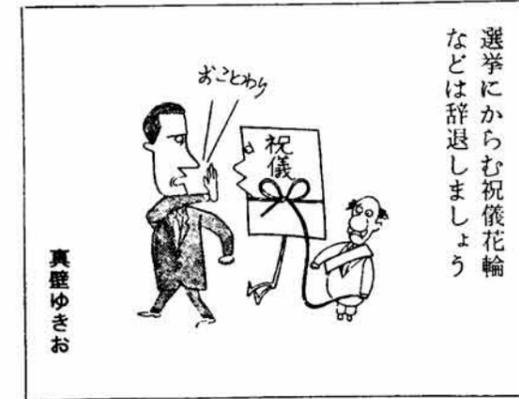
- また、成年者が年齢満二十才未満のものを使って選挙運動をすることもできません。
- しかし、選挙運動のための機械的労務をすることは、選挙運動に含まれませんので、たとえば選挙事務所で文書を送ったり、あるいは湯茶の接待をするために従事することはさしつかえありません。
- ◎成年者であっても、選挙犯罪で選挙権を停止されているものは選挙運動ができません。
  - ◎公務員は、地位を利用して選挙運動をすることはできません。
- 立候補予定のかたは、明るく正しい選挙実現のために特につぎの点に注意して選挙運動を行ってください。
- (1) 立候補にあたっては、前もって周知の準備をすることがもちろん必要ですが、選挙のルールを守り、それが事前運動の禁止などに触れることのないようにしてください。
  - (2) 後援会に関する寄付、後援会などの会合での供応、金、みやげなどの品物を配ることはいずれも禁止されていますから行なわないようにしてください。
  - (3) 明るく金のかからない選挙にするため派手な活動は慎んでください。

統一地方選挙に備え  
新有権者を登録

統一地方選挙に備え、選挙管理委員会では二回にわたり新有権者を永久選挙人名簿に登録します。

こんど登録される人は、主として昨年夏以降転入した人、あるいは年齢が満二十才に達し新しく有権者となった人たちなどですが、具体的にはつぎの要件を満たしている人です。

- (1) 日本国民であること。
- (2) 昭和二十六年四月二十二日以前に生まれたものであること。
- (3) 昨年十二月十五日以前に転入の届出を行ない住民票にのっている人。
- (4) 右の要件を満たして、一般犯罪や選挙犯罪によって選挙権を停止させられていない人。



全国的に二十才代の有権者の投票率があまりよくないことは、選挙の統計が示しています。

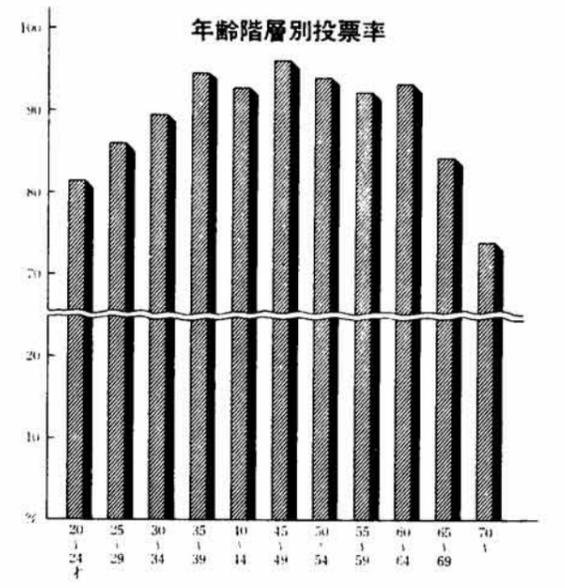
当市でも、昨年暮れに行なわれた市長選挙の年齢階層別投票率を四町内を対象に調査したところ、図のような結果がまとまりました。

図からもわかるとおり、二〇才から二四才の層では八一・四％と七〇才以上のお年寄りにつく低率で、選挙に対する関心の低さを示しています。

低い20代の投票率  
市内年齢別投票率

うによくならない。「政治は信頼できない」「自分ひとりくらいは棄権してもどうということはない」ということで棄権し、選挙に背を向けるようでは政治に国民の声は反映されません。

与えられた権利を生かし、選挙には正しい一票を投票しましょう。



- ◎連呼行為は禁止 連呼行為は、演説会場や街頭演説、そのほかの演説(工場の休み時間などを利用するもの)の場所においてする場合と、午前七時から午後八時までの間に選挙運動用自動車の上においてするほかは禁止されています。
  - ◎未成年者は選挙運動ができません 年齢が満二十才未満のものは、選挙運動をすることができません。
  - ◎通行人を選挙事務所に呼び入れて酒肴をふるまうこと。
  - ◎陣中見舞として酒などを候補者に贈ること。
  - ◎飲食物の提供は禁止 だれでも、選挙運動に関して飲食物をふるまってはならないことになっています。
- ただし、お茶やお茶うけ程度のものであればさしつかえありません。
- また、運動員などについては、一定の制限のもとに弁当を提供することが認められています。
- 違反になる例……